

旅館業法第 6 条の見直しに関する検討方針（案）

○ 第 6 条（宿泊者名簿）に関し、これまでの検討会での御議論や、関係団体（旅館・ホテル、患者等、障害者）のヒアリングを踏まえ、以下の事項について、次項以降に記載の方向で検討することとする。

- ① 宿泊者名簿の記載事項の見直しに関して
- ② 身分証明書による宿泊者の本人確認を義務化することに関して

※ 1 宿泊者の本人確認や宿泊者名簿に関しては、これを次のような形で行うことを認める意見もあったところ。これらについては、主に、最近の技術などに対する現行の法令・通知などの解釈・運用に関するものであり、引き続き、旅館・ホテル業界と厚生労働省で調整をしていくこととしたい。

- (a) 人が画像を確認するだけでなく、機械（A I）による顔認証等を認める。
- (b) 宿泊客が宿泊施設のカード会員の場合に、ホテル側が会員情報から宿泊者名簿を作成し、宿泊者から提示されたカードと照合することなどにより、同一性を確認する方法を認める。
- (c) デイユースの顧客管理は「旅館業法の適用外」とし、宿泊者名簿への記載を不要にする。

※ 2 宿泊者名簿の保存期間（施行規則第 4 条の 2 第 1 項）について、現在の 3 年間から 1 年間程度に短縮することを求める意見もあったが、当該期間は、刑事訴訟法における罰金刑の時効期間（第 250 条第 2 項第 6 号）に合わせたものである。

① 宿泊者名簿の記載事項の見直しについて

- 宿泊者名簿は、旅館等において感染症が発生し又は感染症患者が宿泊した場合に、感染経路を調査するなど、そのまん延を防止するために必要な措置をとることができるようにするもの。
- 現行規定で求めている「職業」の記載については、次のような、条文からの除外を求める意見があり、営業者又は宿泊者の必要以上の負担防止に資する観点から、削除する方向で検討する。
 - ・ 職業による宿泊客の追跡も担保できず、目的、活用法が不明である。
 - ・ 職業を記載しない場合又は告げない場合に罰則が適用されるのはいかがか（旅館業法第11条第1号）。
 - ・ 利用者の立場から記載する必要性について疑問を感じる。
 - ・ 保健所としては、職業は要らず氏名と連絡先があればよい。
 - ・ 感染症対策を行うためにも必須とは言えない。
- 併せて、「連絡先」については、次のような観点から入手しておくことが有用という旨の意見があったことを踏まえ、宿泊者名簿の記載事項に追加する方向で検討する。
 - ・ 新型コロナウイルス感染症等により、宿泊客に何か連絡する必要性が生じる場面も想定される。
 - ・ 保健所として、公衆衛生上の措置をとる場合に必要な情報である。
 - ・ 宿泊者の安全確保に有効である。

② 身分証明書による宿泊者の本人確認を義務化することに関して

身分証明書による宿泊者の本人確認の義務化等に関しては、次のような意見があった。

- 宿泊者の本人確認を義務化することについては、日本国内では免許証等を所持していない方も少なくない中で、身分証により本人確認を徹底することは現場では極めて困難で現実的ではない。
- 虚偽の記載も見られる中、宿泊者名簿に記載されている事項が正確か、宿泊施設側に確かめるすべがないにもかかわらず、その記載について、宿泊施設の判断として、何らかの形で本人確認を行うことのできる根拠規定を整備していただきたい。



これらの意見を踏まえると、身分証明書による本人確認を営業者に一律に義務付けることについては、今回の見直しでは行わず、その実情を踏まえながら、引き続き検討を続けてはどうか。

なお、宿泊者名簿の正確な記載を確保するため、必要があるときには、営業者がその身分証明書などで確認することは考えられるものであり、その求めに応じない者への対応については、宿泊拒否制限規定の見直しの中でも検討してはどうか。